

国民年金だより

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます
— 年末調整・確定申告まで大切に保管を！ —

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、令和3年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構から送付されますので、年末調整や確定申告の際には送付された証明書（または保険料を納めたことの確認が出来る書類など）の添付が必要になります。

また、10月1日から12月31日までの間に初めて国民年金保険料を納付した人については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付の上、申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についての照会は、控除証明書のはがきに表示されている専用ダイヤルにお問い合わせください。

国民年金一般については下記にお問い合わせください。

☎ 石巻年金事務所 ☎0225-22-5115
町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

毎月11日は「南三陸町安全・安心の日」

～11月11日は「火災の予防に向けた活動を行う日」です～
11月9日(火)から15日(月)は令和3年秋季全国火災予防運動が実施されます。

令和3年秋季全国火災予防運動

この運動は、火災が発生しやすい時期を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。

2021年 全国統一防火標語 『おうち時間 家族で点検 火の始末』

全国では、火災による死者は毎年1,500人前後にのぼっています。火災による被害をなくすために、火災が起きる原因を知り、日頃から注意すること、そして万が一出火した時に、どのような行動をすべきか覚えておきましょう。火災による被害を少なくしていくために、家族や地域ぐるみで防火意識を高めましょう。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

— 3つの習慣・4つの対策 —

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



☎ 総務課危機対策係 ☎46-1376

家庭ごみの収集状況についてお知らせします！ ☎ 環境対策課廃棄物対策係 ☎46-5528

町では、令和元年10月に家庭用ごみ袋の有料化を開始しました。有料化から2年が経過した現時点における、家庭ごみの排出状況などについてお知らせします。

町民の皆さんのご理解とご協力のもと、ごみの減量化・資源化が進んだ結果となりました。町では、今後も家庭ごみの減量化・資源化・生ごみ分別に取り組んで循環型社会の形成を目指してまいります。

令和3年度上半期の状況（9月30日現在）

生ごみの収集状況 (単位: t)			資源物売払収入 (単位:円)		
令和3年度	令和2年度	増減	令和3年度	令和2年度	増減
220	169	51	2,935,473	2,919,262	16,211
資源物の収集状況 (単位: t)			気仙沼市へのごみ焼却委託状況 (単位: t)		
令和3年度	令和2年度	増減	令和3年度	令和2年度	増減
247	264	△17	1,561	1,592	△31

納め忘れはありませんか？

11月・12月は、県内一斉「税の滞納整理強化月間」です！

皆さんが納めている税金は、教育、社会福祉、道路や河川などの公共施設の整備や維持管理、警察、消防など行政サービスに必要な、私たちの暮らしを支える大切な財源です。

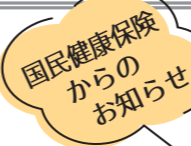
滞納している税金を放置することは、多くの納期限内に納税した人との間の税負担の公平を欠くことになってしまいます。このため、県と市町村は11月と12月の2カ月間を「宮城一斉滞納整理強化月間」として、滞納者に対する徴収対策（文書催告や、勤務先・取引先などへの財産調査、自宅などの搜索、預貯金・給与・不動産などの差し押さえ、自動車のタイヤロック）を強化します。

税金は納期限までに、必ず納めましょう。

☎ 町民税務課税務係 ☎46-1372

税金を滞納していると…

納期限	税金を納付する期限です。 ※以降、延滞金がかかることがあります。
督促状	督促状発送から10日を経過した時に税金を完納していない場合、差押えの対象となります。
財産調査	滞納者の所有している財産を調査します。
滞納整理	預貯金、給与などを差し押さえ、未納の税金に充てられます。



ご確認ください！ 保険証



● 加入されている医療保険をもう一度確認しましょう

保険証は医療機関などを受診する際に必ず提示する重要なものです。

国保を脱退または加入するときは、原則14日以内に速やかに届け出を行うとともに、保険証を使う際は、次のことにご注意ください。

- ・医療機関などを受診するときは、保険証を提示してください。
- ・新しい健康保険の加入手続きをする際は、資格取得見込日を確認し、その日以降は古い保険証は使わないようにしてください。（就職または扶養に入ることで職場の健康保険に加入や町外へ転出するなど保険証が変更になる場合は、その旨を医療機関の窓口にお伝えください。）
- ・新たに加入した健康保険の保険証が交付されるまで時間がかかり、手元に正しい資格の保険証がないときにやむを得ず医療機関などを受診する場合は、保険の切り替え手続き中であることを伝えてください。

● もし資格喪失後に国保の保険証で受診してしまったら

会社の健康保険へ加入または町外へ転出すると、南三陸町国保の保険証は使用できなくなります。南三陸町国保の資格がなくなったにもかかわらず、国保の保険証を使用して医療機関などを受診した場合は、支払った医療費の一部を南三陸町国保に返還していただく場合があります。これは、受診時に本来加入していた健康保険が負担すべき医療費を南三陸町国保が負担しているためです。

なお、南三陸町国保へ返還していただいた医療費は、受診時に加入していた健康保険に「療養費」として請求することができます。

また、加入されている健康保険によって、返還対象者の委任を受けて南三陸町国保が代理で受領する保険者間調整制度が利用できる場合があります。この場合、南三陸町国保への返還は不要です。該当となった人には、代理申請に必要な書類をお送りします。

☎ 町民税務課医療給付係 ☎46-1373